

# 確定申告（住民税申告・国民健康保険税申告）の受付日程をお知らせします

確定申告の時期が近づいてきました。本年は下記の日程で受付します。間近になってあわてないように、今から必要書類・帳簿を整理しておきましょう。  
※その他、詳細については2月号で掲載します。

受付日	8:30~12:00	13:00~16:30	会場
2月16日(火)	西友枝(1区、2区)	西友枝(3区、4区)	たいへいの里 (大支所・研修室)
17日(水)	東上(1区、2区)	東上(3区、4区)	
18日(木)	東下西	東下東	
19日(金)	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	
22日(月)	土佐井(下田井)	友枝地区で申告未済の方	
23日(火)	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・薬丸)	唐原コミュニティセンター (講堂)
24日(水)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
25日(木)	下唐原東区	下唐原西1区	
26日(金)	下唐原西2区	唐原地区で申告未済の方	
29日(月)	申告書類整理のため受付できません		
3月1日(火)	矢方	緒方	げんきの杜 (研修室)
2日(水)	成恒下	成恒上	
3日(木)	安雲西	安雲東	
4日(金)	尻高下ノ上、下ノ下	尻高上・中	
7日(月)	大ノ瀬	ハツ並	
8日(火)	中村	吉岡	上毛町役場 (2階 大会議室)
9日(水)	松本	宇野西区	
10日(木)	宇野東区	げんきの社会場対象地区の方で申告未済の方	
11日(金)	宇野垂水	垂水上区	
14日(月)	垂水中区	垂水下区	
15日(火)	申告未済の方(全地区対象)	申告未済の方(全地区対象)	

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3111(内線132)

## 住民税の税制改正のお知らせ(平成28年度から適用)

### ○ふるさと納税の寄附金税額控除について

ふるさと納税についての寄附金控除の特例控除額の上限が住民税の所得割額の1割から2割へ引き上げられました。

### ○「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について

確定申告または住民税申告が不要な給与所得者や年金所得者などの方がふるさと納税を行った場合、申告を行わなくても寄附金控除が適用される仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。

### ○公的年金からの特別徴収の仮徴収税額について

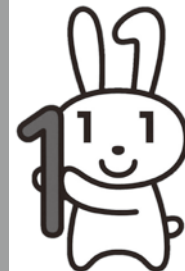
平成28年10月以降の特別徴収から、仮徴収税額の算定方法が「前年度分の公的年金などに係る年税額の2分の1に相当する額」に変わりました。



	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
改正前	前年度分の本徴収額×1/3(前年度の2月分と同額)			(年税額-仮徴収額)×1/3		
改正後	(前年度分の年税額×1/2)×1/3			(年税額-仮徴収額)×1/3		

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3111(内線132)

# マイナンバーの「通知カード」受け取りましたか



郵便物を転送依頼している方や配達時不在だった方の「通知カード」は、上毛町役場住民課で保管しています。

印鑑と必要書類を持って、**1月29日(金)までに**受け取りにきてください。

期日を経過した通知カードは、破棄されます。

今後、役場窓口や勤務先での手続きが必要になりますので、必ず受け取って大切に保管してください。

転入・転居、結婚などで内容に変更があれば、記載内容を変更しますので役場住民課まで持参してください。

## ◎「個人番号カード」を希望される方は、申請してください

これまでの住民基本台帳カードの機能を引き継いだ「個人番号カード」の交付が始まります。

希望される方は、一緒に同封されている申請書を利用し、郵送申請またはスマートフォンなどからWEB申請を行ってください。

なお、「個人番号カード」の交付時、「通知カード」及び「住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)」を返納していただきます。  
※住民基本台帳カードをお持ちの方は、有効期限内の利用は可能です。

### ●問い合わせ先

- マイナンバー総合フリーダイヤル

TEL 0120-95-0178(無料) 平日 9:30~22:00(土・日・祝日 9:30~17:30、年末年始を除く)

- マイナンバー制度に関すること

TEL 050-3816-9405(有料) 平日 9:30~22:00(土・日・祝日 9:30~17:30、年末年始を除く)

- 「通知カード」「個人番号カード」に関すること

TEL 050-3818-1250(有料) 平日 9:30~22:00(土・日・祝日 9:30~17:30、年末年始を除く)

- 住民課 生活窓口係 TEL 72-3111(内線145)

## マイナンバー制度に便乗した詐欺にご注意ください

各地の消費生活センターに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や、個人情報の取得を行おうとする電話、訪問などに関する相談が寄せられています。

### 事例1

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。(60歳代女性)

### 事例2

若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きしたか」との電話があった。「まだしていない」と答えると、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」と言われ、不審に思った。(70歳代男性)



- マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況などを聞くことはありません。

- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。不審なメールは無視しましょう。

- 万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。

- 少しでも不安を感じたら、すぐに下記の消費生活センターなどにご相談ください。

「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度の問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178(無料)で受け付けています。

### ●相談・問い合わせ先

- 消費者ホットライン TEL 188

- 福岡県消費生活センター TEL 092-632-0999

- 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3111(内線123)